

## デジタル遺品

JJ1SXA/池

「デジタル遺品」という言葉がある、法律上の用語では無いが、デジタル機器やデータといった意味で使われていて、特に決まった定義はないものの、過去に国会において、デジタル遺品とは、「遺品となったパソコンやスマートフォンなどのデジタル機器に保存されたデータやインターネット上の登録情報などを指す」、という趣旨の発言がなされたが、それ以上の議論の進展はなかったようだ。

デジタル遺品には、パソコンやスマホなど、目に見えるものだけでなく、作成したデータや、クラウドサービス上の取引なども含めるのが一般的のようだ。

デジタル遺品は大きく分けると、記憶メディアも含めた、パソコンやスマホなどの「デジタル機器」、デジタル機器に保存した「データ」、クラウド上に保存した「データ」や「契約」の3つだ。

デジタル機器自体は誰が見ても遺品だとわかるが、機器内やクラウド上のデータは、機器を起動したり、サービスにアクセスしないと、何があるのかわからない、パスワードなどのロック解除手段を知らない人にはお手上げだ。

本人が死亡した場合、デジタル機器は民法上の相続財産として扱われる、時価5万円を超える物は個別に申告する必要があるが、パソコンの償却期間は4年と短いこともあり、5万円を超えない「家財一式」に含めて申告することが多い、いずれにせよ、相続人で協議して決めることになる。

相続したデジタル機器のパスワードが分らなければ中身はわからない、解除方法は矢張り紙に書いて残す必要がある、そして遺族に絶対見せたくないファイルがある場合はその対策が必要だ。

TWO-FORTY誌第78号番外編に「僕が死んだら」という、なんとも穏やかで無いような題名の記事を書いています、題名は「ソフトの名前」です、今でも結構利用者が多いようです、今回のデジタル遺品に関係しますが、死後に残したくないファイルの自動削除などを、もっと詳細に設定できる、終活ソフト「編みノート(デジタルエンディングノート)」というソフトがFBです、遺産整理の「マレリーク」を運営する(株)ネオプライスが配布する「終活」のための無料ソフトです。

「編みノート使用説明書」によると、このアプリは次のことができますとなっている。

「自分のことや残されたご遺族の方に伝えておきたいことをタイトル見出し(見出しタブ)ごとにまとめることができる」、「自分以外の人が電源を入れた時必ず読んでもらえるように、自動的に開くファイルを一つ指定することができる」、「自分以外の人が電源を入れた時に削除しておきたいファイルを指定することができる」、「自分以外の人が電源を入れた時、表示させたくない見出しタブを指定することができる」等と書いてあります。

これで、見せたくないファイルは表示させない、或いは削除する、遺言を書いておく等利用価値があります。

(2022年9月記)